

第177回 船員部会資料 船員関係制度の見直しについて

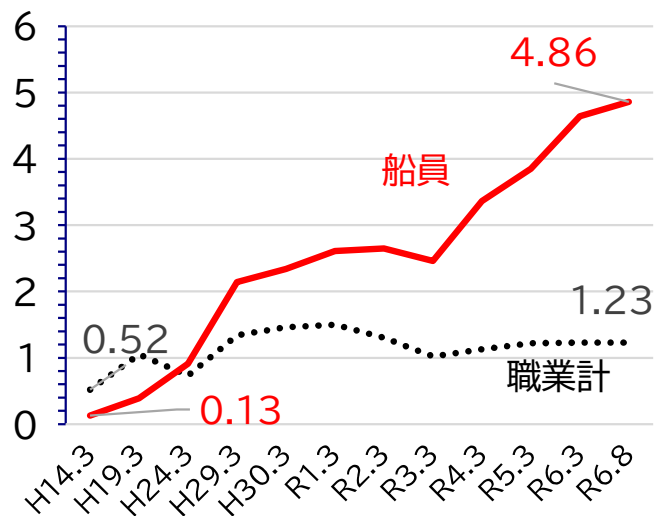
令和6年11月
国土交通省海事局

(1) 現状の課題

国内環境の変化① ～深刻な船員不足～

- 船員の有効求人倍率4倍以上が常態化しており、船員不足は深刻な状況。
- さらに、外航事業者を中心に船員に求められる能力は変化し、船舶管理等のマネジメント能力が求められている。
- 一方、量・質ともに船員を確保するための採用及び育成ルートは不十分。
- あわせて、船員を目指す者を獲得するためには海上労働環境を改善することが必要。

有効求人倍率の高まり



船舶管理に関するマネジメント

毎日、航路の天候や
海の状況を確認



船舶管理事務員

運航や作業の
状況をレポート

船が立ち寄る港や
航路を示す運航
スケジュールを提示



自社船舶



A社(他社)船舶



B社(他社)船舶

採用・育成ルートの見直し

※内航の場合

(従来) 公的船員養成機関を通じたルート
(例) 水産系高校卒業後、水産大学校で実船
実習を積み、船舶会社へ就職後、海技士
の資格を取得。



(今後) 中途採用の拡大や、一般大学等の卒業
者向けのルートの整備
(例) 一般大学卒業後、陸上企業から転職し、
船舶会社へ就職後、実務経験を積み、海
技士の資格を取得。

安全衛生に係る基本訓練

海上労働は陸上と異なり、常に危険が伴う

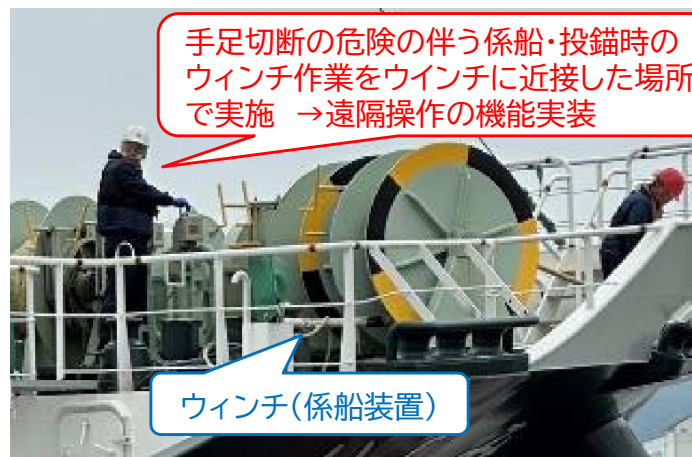


船員が自分自身や仲間の命を守ることが
できるよう、船舶所有者との雇入契約(※1)締
結時に、船員に対し基本訓練(※2)を実施さ
せることで、海上労働という職場の安心感・
魅力を向上。

(※1) 船員・船舶所有者が乗船の度に乗船中の労務
提供について締結する契約。

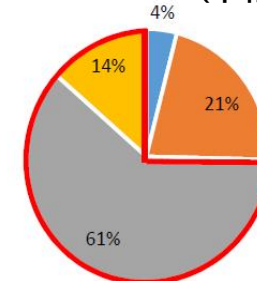
(※2) STCW-F条約(R7批准予定)でも規定有り。

職場環境の状況(イメージ)



通信環境の状況(イメージ)

洋上通信の利用に関するアンケート調査
(令和4年度)



- 常につながる
- おおむねつながる
- つながらないことがある
- ほとんどつながらない

→ 約7割以上が「つながらないことがある」、
または「ほとんどつながらない」と回答

国内環境の変化② ～行政手続のデジタル化の進展～

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(R6閣議決定)において、国の行政手続きオンライン化の3原則(※)が示された。
- 一方、現行制度上、海事行政手続においては、船員手帳に必要事項を記載し、地方運輸局等に出頭することが必要とされており、手続のデジタル化対応が進んでいない。
- (※) デジタル第一原則(デジタル・ファースト)、届出一度きり原則(ワンスオンリー)、手続一箇所原則(コネクテッド・ワンストップ)

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)本文

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

○各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

(2)業務改革(BPR)の必要性(P.4)

デジタル化を進めるに際しては、**オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要**がある。

(3)構造改革のためのデジタル原則(P.5)

デジタル臨時行政調査会は、デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」(①**デジタル完結・自動化原則**、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則)を2021年12月に策定した。これらの原則を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。

海事行政手続のデジタル化に向けた取組の基本的考え方

1

窓口出頭の不要化

船員行政に係る手続きに際して、**地方運輸局等への出頭を要しない仕組みに転換**。

2

船員以外の者による手続の拡大

必ずしも船長・船員が手続の主体である必要のない手続については、**船舶所有者を実施主体とする方向で全体として見直し**を実施。

3

行政手続全体のBPR(※)の実施

窓口での申請を前提にした仕組みとなっているところ、**オンライン申請を前提とした仕組みに転換**。

船員行政手続のデジタル化を実現

※ BPR:行政手続の整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築

国際環境の変化① ～ SOLAS条約の改正～

背景

コンテナの海上損失 WSC(世界海運評議会)による調査

2008(H20)年から2021(R3)年の14年間で、毎年平均1,629個のコンテナが海上で失われていると推定

コンテナ流出事故の頻発

特に2020(R2)から2021(R3)冬にかけて、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる米国向けコンテナ貨物の急増や悪天候の影響で、多くのコンテナ流出事故が発生

SOLAS条約の課題

航行の安全を確保する観点から、危険通報の義務を課す旨を規定しているところ、コンテナの落下に関する具体的な報告義務は課されていない。



条約改正案の採択

国際海事機関(IMO)の第108回海上安全委員会(MSC108) 2024(令和6)年5月 開催

コンテナの落下に関する具体的な報告義務を課す内容を含むSOLAS条約附属書の改正案等が採択

条約の発効日(2026年1月1日(予定※))から適用

(※)2025年7月1日までに締約国の1/3超が反対の意志を表明しない場合

国際環境の変化② ～ STCW-F条約の改正～

STCW-F条約 (The International Convention on **S**tandards of **T**raining, **C**ertification and **W**atchkeeping for **F**ishing Vessel Personnel)

- ✓ 漁船(内陸水域等を航行するものを除く。)において業務を行う者に適用
- ✓ 漁船員は附属書の規定に従って資格証明が与えられる。
- ✓ 船舶は、他の締約国の港にある間、当該国の監督に服する(監督官が証明書の受有の有無等を確認。)

【採択】1995年7月 【発効】2012年9月
【締約国】35カ国(日本:未批准)

STCW-F条約の改正

―― 【採択】2024年5月 【発効予定】2026年1月 ―――

条約改正の経緯

1995年の採択以来、一度も改正されておらず、古い規定や不足内容が多かったことから、我が国含む共同提案により包括的見直しが行われることとなった

主な改正内容

STCW条約にある「身体基準」「機関士の資格証明書」「**船上の安全に関する基本的な訓練**」を追加

改正条約の構成

条文本文(Article)

附属書(Annex)

規則(Regulations)

STCW-Fコード(Code)

A部 基準(Standards)

B部 指針(Guidance)

義務的な要件

推奨される要件(非強制)

今回追加

条約の構成

条文

15条で構成
条約の基本ルールを規定

附属書

全4章で構成
漁船員の資格要件等を規定

今回追加

STCW-Fコード

詳細要件を規定
A部(強制)とB部(非強制)に分かれる

附属書の構成と内容

第1章 一般規定

第2章 船長、職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明のための要件

第3章 基本的な安全訓練

第4章 当直

各部職員の資格要件

漁船員に対する基本訓練

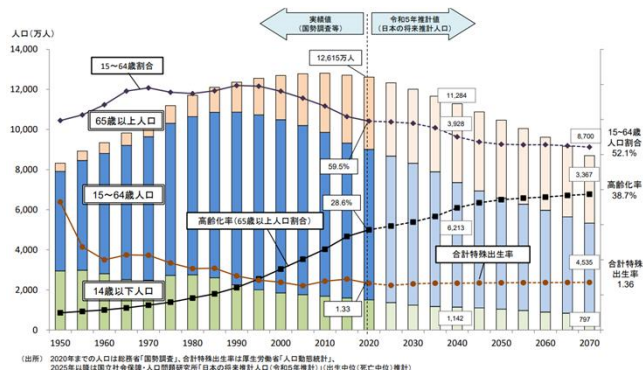
当直者等の最低休息時間、当直の基本原則等

(2) これまでの検討状況

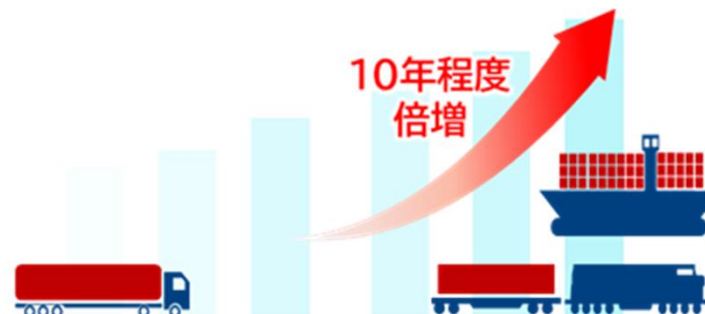
海技人材の確保のあり方に関する検討会(R6.4～)

検討背景

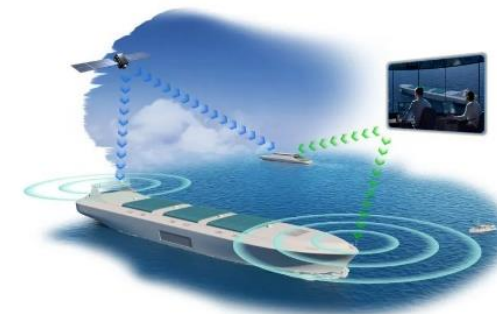
少子高齢化の進行と人口減少



物流2024年問題への対応



新技術(自動運航等)への対応



今後の海技人材確保のあり方を幅広く検討

検討会における論点

論点1: 今後求められる海技人材の整理

- 新燃料や新技術に対応可能な船員の確保・育成のあり方

論点2: 少子化等を見据えた海技人材の確保

- 海技人材の確保につながる間口を拡大するための対策のあり方

論点3: 船員養成・機関のあり方

- 効果的かつ効率的な船員養成の実現のあり方

論点4: 船員の確保・労働環境改善のための原資の確保

- 内航海運業の事業基盤強化、荷主・一般社会の理解醸成

スケジュール

令和6年中の整理を目指して
「今後の海技人材確保に向けたビジョン」を官民一体となって検討

検討会委員

<学識経験者>

○河野真理子 早稲田大学法学学術院 教授

田口康大 東京大学 特任講師

富永晃一 上智大学法学部地球環境法学科 教授

◎野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

藤田友敬 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

<関係団体>

日本内航海運組合総連合会、全日本海員組合、
(一社)日本旅客船協会、(一社)日本船主協会

<オブザーバー>

内閣府総合海洋政策推進事務局、厚生労働省職業安定局、
文部科学省高等教育局 等

第5回検討会(11/8)での「対応策の方向性」の検討 ①

【海技人材の養成ルート強化】

論点2 少子化(生産年齢人口の減少)・高齢船員の退職等を見据え、海技人材をどのように確保するのか。

論点3 船員養成・機関のあり方についてどのように考えるか。

第3回検討会で提示した検討の方向性

海技人材を確保するためのルートの多様化と制度の改善

- 一般大学・高校の卒業生や陸上企業・団体からの転職希望者を対象とした海技士資格の取得ルートの拡充や新たなコースの創設

船員養成機関の連携強化・訓練機関との役割分担を踏まえた船員養成体制の整備

- 船員養成のニーズや船員養成機関の保有する資源の活用状況を踏まえ、効率的かつ効果的な船員養成体制のあり方を検討

対応策の方向性(案)

■ 一般大の卒業者に対応する養成ルートである3級(一般大卒)の養成数の拡大を目指すこととしてはどうか。

■ 内航船員(4級・5級海技士)の養成において重要な役割を担っている水産高校との連携を強化することとしてはどうか。

■ 内航船員の中でも不足感の強い5級海技士の養成について、陸上企業・団体からの転職者を主として念頭に置いた新たな5級養成の拡大策を検討していくこととしてはどうか。

■ 陸上企業等からの転職者に対応する養成ルートを強化していくため、6級海技士短期養成課程について、養成数の拡大に向けた動きがあることを踏まえ、国を含む関係者がこうした動きを後押ししていくべきではないか。

■ 船員養成機関の保有する施設・設備等を他の船員養成機関も活用することで、効率的・効果的な船員養成につなげることができないか検討していくこととしてはどうか。

【海技人材の確保ルートの拡充】

論点2

少子化(生産年齢人口の減少)・高齢船員の退職等を見据え、海技人材をどのように確保するのか。

6/20の第3回検討会で提示した検討の方向性

海技人材を確保するためのルートの多様化と制度の改善

- 適正かつ円滑なマッチングを実現するため、公共職業安定所と地方運輸局等の連携強化、船員職業安定制度の見直し

対応策の方向性(案)

- 船員の転職市場における適正かつ円滑なマッチングを行える環境を整備するため船員職業安定制度の見直しをすることとしてはどうか。
 - ✓ 一定のルールの下での有料の職業紹介事業の解禁
 - ✓ 船員の募集情報等提供の改善
 - ✓ 地方公共団体による無料船員職業紹介事業の導入
 - ✓ 求人者等への通知制度の新設
- 海運事業者が陸の転職希望者にリーチできる機会を創出するため、公共職業安定所と地方運輸局等の連携強化に向けたモデル的な取組を実施することとしてはどうか。
- 船員の求人・求職あっせんに重要な役割を果たしている海のハローワークネットの求人情報等の掲載方法の改善を図ることとしてはどうか。
- 退職海上自衛官の船員分野での活用を推進していくための取組を層強化していくこととしてはどうか。

【海技人材の養成・就業拡大に向けた訴求強化】

論点2

少子化(生産年齢人口の減少)・高齢船員の退職等を見据え、海技人材をどのように確保するのか。

第3回検討会で提示した検討の方向性

「海運」・「船員」の認知度向上と「船員」のイメージの刷新

- 認知度向上やイメージ刷新に向けた情報発信の取組みを官労使一体となって進めるためのスキームを検討

対応策の方向性(案)

- 官労使の関係者に加え、教育・リクルーティング・コミュニケーション等の専門家も交えたチームを立ち上げ、船員の養成・就業拡大に向けた訴求強化のための全体戦略を検討・策定することとしてはどうか。
- 既存の協議会等の枠組みも活用しながら、効率的・効果的な体制を構築していくこととしてはどうか。
- 有効な海技免状を保有しているにもかかわらず船員として雇用されていない者へのアプローチ(就業実態の調査や求人情報の提供等)を強化することとしてはどうか。

STCW-F条約国内法制化検討会

検討背景

業界要望

漁船員の高齢化・国際競争激化の中、商船と同様の規制下にある漁船について、競争条件の均衡化と漁業振興の観点から、STCW-F条約の批准・国内法制化に向けた検討の要望が平成24年になされた。

勉強会の実施

関係者間における議論の結果、STCW-F条約を批准することについては、漁船及び漁船員の安全を確保する条約の目的、精神が担保される前提で、反対すべきものではないことが関係者間の共通の認識であるとされた。

なお、現行の漁船・商船の区別のない同一の資格体系が職域の選択肢と労働力の流動性の確保に繋がっているところ、批准による国内の資格体系・漁業実態への影響の大きさに鑑み、国内法制化の検討と並行して、IMOへの条約改正提案を行うこととされ、平成27年に「STCW-F条約国内法制化検討会」を設置し、関係官労使の他、船員教育機関等の意見を幅広く伺いつつ、STCW-F条約の批准に伴う国内法制化に向けたより具体的な検討を行うこととした。

検討会における主な論点

- (1) 漁船と商船の労働力の流動性の確保
- (2) F条約適用漁船の対象範囲
- (3) 資格制度のあり方
- (4) 資格取得要件
- (5) 漁船に係る配乗基準
- (6) 基本訓練

スケジュール

平成27年以降、令和6年5月までに計14回開催。
この間、条約改正提案を行いつつ、上記論点について国内法制化の方向性について検討を行い、
令和6年8月に「検討会とりまとめ」がなされている。

検討会委員

<学識経験者>

◎羽原敬二 神戸大学リサーチフェロー

藤田友敬 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

<関係団体・船員教育機関>

(一社)大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、(一社)日本トロール底魚協会

日本かつお・まぐろ漁業協同組合、(一社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会

(一社)全国漁業無線協会、(一社)日本船主協会、日本内航海運組合総連合会

(一社)日本旅客船協会、全日本海員組合、東京海洋大学、富山高等専門学校

全国水産高等学校実習船運営協会、(独)海技教育機構

<オブザーバー>

HTW 小委員会コレスポンスグループコーディネーター

(3) 制度見直しの方向性

(3-1) 船員職業安定法関係

船員職業安定制度の充実(船員職安制度の抱える課題と考えられる対応策)

政策課題

深刻な船員不足に対応するための
採用ルートが多様化をはじめとした環境整備

労働需給のミスマッチを防止
するための求人・募集情報の
的確な表示とその担保

船員職安法の 課題

- 「買い手市場」を
前提とした制度
 - ・ 政府の取組みとして、
労働力の充足を図る
旨の規定が未整備

- 認められている採用ルート
が限定的
 - ・ 有料の船員職業紹介の禁止
 - ・ 地方公共団体による無料の
船員職業紹介の禁止

- 求人・募集情報に係る規制
がない
 - ・ 求人等に関する情報の的確な
表示
 - ・ 船員募集情報等提供に係る業
規制

考えられる 対応策

「労働量の充足」と「雇
用量の増大」双方に
政府として取り組む
規定への見直しを
図ってはどうか。

採用ルートの多様化を図る観
点から、適切な規制措置を講
じた上で、①有料の船員職業
紹介、②地方公共団体による
無料の船員職業紹介の解禁に
ついて検討してはどうか。

求人等に関する情報提供の適
正化を図る観点から、求人・募
集情報の的確な表示に資する
規制の導入について検討して
はどうか。

船員職業安定制度の充実(職業安定法との相違点)

- 船員とそれ以外(陸上)では、職業安定に係る制度・実施体制に相違あり。求職者である船員の利益保護を図りつつ、陸上企業・団体からの転職希望者を念頭に人材の確保ルートを拡充する観点から対応策を検討する必要あり。

職業紹介事業

求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うこと

		船員(船員職安法)	陸上(職安法)
無料の職業紹介事業	民間団体等	許可制(船員職安法)	許可制(職安法)
	地方公共団体	×	通知制(職安法)
	学校等	届出制(船員職安法)	届出制(職安法)
有料の職業紹介事業		禁止(船員職安法)	許可制(職安法)

募集

労働者を雇用しようとする者が自ら又は他人をして労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘すること

委託募集 (船舶所有者が、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせること)	許可制(船員職安法)	許可制(職安法)
特定募集情報等提供事業	自由(規制なし)	届出(職安法)

労務(労働者)供給事業

供給契約に基づいて人を労働者として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることを業として行うこと(派遣事業に該当するものを含まず)

無料の船員労務供給事業	許可制(船員職安法)	許可制(職安法)
有料の船員労務供給事業	禁止(船員職安法)	禁止(職安法)

派遣事業

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることを業として行うこと(当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まず)

許可制(船員職安法)	許可制 (労働者派遣法、港湾派遣法、建設派遣法)
------------	-----------------------------

船員職業安定制度の充実(船員職業安定制度の見直しに係るアンケートの結果)

船員職業安定制度の見直しに向けアンケートを実施

対象者	事業者(外航事業者、内航事業者、漁業者)向け	船員向け
回答数	359者	361者
実施期間	令和6年9月中旬～下旬	令和6年10月上旬～10月中旬

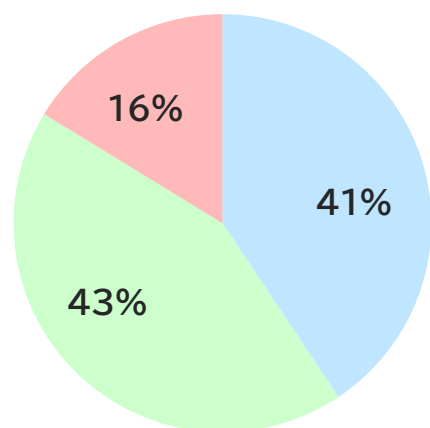
アンケート結果 概要

① 有料の船員職業紹介関係

Q. 一般の民間企業が船員の雇用のあっせんを行うに際して、一定のルールの下で、求人者から紹介料を徴収することについて認めることに賛成ですか、反対ですか。

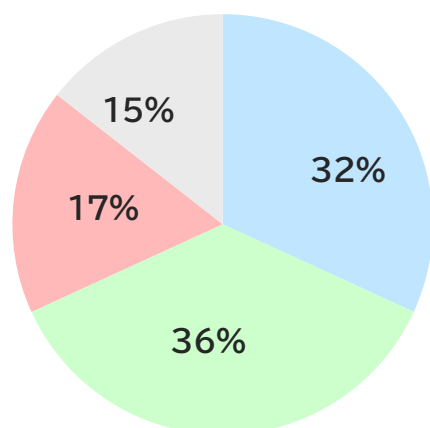
事業者からの回答

■ 賛成 ■ どちらでもよい ■ 反対



船員からの回答

■ 賛成 ■ どちらでもよい ■ 反対 ■ わからない



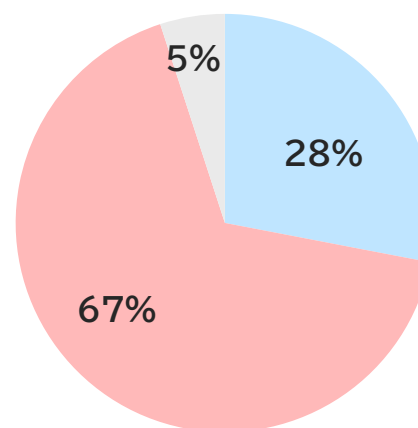
現行制度で禁止されている有料職業紹介事業について、事業者・船員ともに導入について「賛成」が「反対」を上回り、「どちらでもよい」をあわせると過半数を超える回答があった。

② 船員の募集情報等提供関係

Q. 求人情報サイト等に船員の採用の募集を出したことがありますか？

事業者からの回答

■ ある ■ ない ■ わからない



顕在化した課題

- ・船員の募集情報に関する労働条件などの虚偽記載(いわゆる釣り広告)
- ・乗船履歴等の船員特有の条件に関する情報の不足
- ・適格性や安全性を担保されていない事業者が運営する求人情報サイト等の利用に対する不安
- ・掲載する募集情報に対する責任感の欠如
- ・船員職業紹介に抵触する行為
- ・苦情に対する事業者の不適切な対応

募集情報等提供事業について、利用しやすいツールとして一定程度活用されていると考えられる一方で、トラブルの事例の報告もあった。

見直し内容

- 船員の転職市場における適正かつ円滑なマッチングを行える環境を整備するため、以下のとおり、船員職業安定制度の見直しをすることとしてはどうか。

有料の船員職業紹介事業の解禁

一定のルール下で(次ページ参照)陸で認められている有料職業紹介の仕組みを船員の転職市場にも導入し、海運事業者が 転職希望者にリーチする機会を拡大

求人者等への通知制度の新設

船員職業紹介を行う実施主体・派遣元事業者による求職者や派遣船員の海技資格等の受有状況の確認とその結果を求人者等に通知する仕組みを導入

船員の募集情報等提供の改善

海上労働市場においても利用が進んでいる求人情報サイト等における船員に係る求職者情報や募集情報等の適正な管理を行うための仕組みを導入

地方公共団体による無料の船員職業紹介の導入

地方公共団体主催の転職セミナー等を海運事業者が活用できる環境を整備

船員職業安定制度の充実(有料の船員職業紹介の解禁にあたって設けるルール)

有料の船員職業紹介の解禁にあたっては、例えば、以下のようなルールを設けることとしてはどうか。

許可の基準

有料の船員職業紹介を適正に遂行することができる能力(財産的基礎、個人情報 の適正な管理、海上労働に特有の知見等)を有すること

許可の欠格事由

刑事罰を受けた者、許可の取消処分を受けた者や処分逃れの廃業を行った者等の参入を5年間制限すること等

手数料の制限

- ① 手数料は求人者(船舶所有者等)からのみ徴収可能で、求職者(船員・船員になろうとする者)から徴収してはならないこと
- ② 求人者(船舶所有者等)からの手数料の徴収方法は、国土交通大臣にあらかじめ届け出た手数料表等によること
- ③ 手数料表に基づく手数料が、著しく不当である等の場合は、その手数料表の変更を命ずることができること

許可の有効期間その他

- ① 許可の有効期間は「3年」とすることとし、引き続き事業を継続する場合は許可の有効期間の更新を受けること
- ② 許可証の交付と当該許可証の事業所への備付けと求められた場合の提示義務
- ③ 取り扱う職種・業種(外航・内航・漁業の別等)の範囲を限定する場合の届出義務
- ④ 船員職業紹介責任者の選任義務
- ⑤ 許可の取消し、名義貸しの禁止、事業計画の変更時等の場合における届出義務その他事業監督に関して一般的に必要な規制措置

(3-2) 船員法関係

快適な海上労働環境の形成に向けた取組みの促進

見直し内容

- 船員不足を解消するためには、海上労働という職場そのものの魅力を高めることが不可欠であるとともに、海技免許を受けていない者(新卒者、陸上労働者)に対して、海上労働という職場の魅力を如何に訴求できるかがポイント
- 船内作業方法の改善や船内通信環境の改善等、快適な海上労働環境を形成するための措置を講ずることを船舶所有者に促す仕組み(※)を導入してはどうか。

(※)国がガイドラインを策定。船舶所有者はガイドラインを踏まえた措置を講じ快適な海上労働環境の形成に努める。

促進する取組み例

船内作業方法の改善

係船の自動化等の船内作業の自動化をはじめとした船内作業方法の改善を促進

係船の自動化のイメージ



手足切断の危険の伴う
係船・投錨時のウィンチ
作業をウィンチに近接し
た場所で行実施

→ 遠隔操作の機能実装

船員室の充実

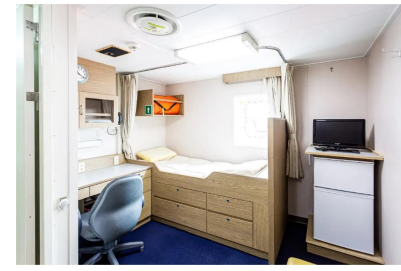
船員の船内での生活空間となる船員室の個室化等、船員のプライベート空間の確保・充実を促進

船員室の充実のイメージ

相部屋



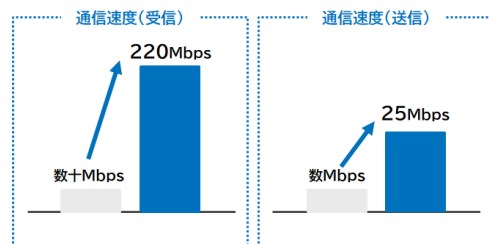
個室化



船内通信環境の改善

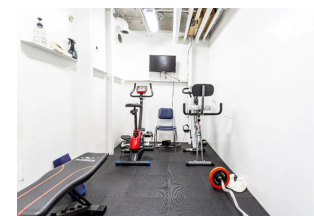
船内での休憩時間における通信環境を改善するための取組みを促進

非静止衛星の 活用による変化



浴室等の船員の疲労回復施設整備の促進

浴室や運動施設の設置等、船員の疲労回復に資する施設整備を推進



【出典】海洋技術開発株式会社HP

海上労働の安全衛生に関する基本訓練の位置づけの見直し

見直し内容

海技免許を受けていない者であっても、安心して、海上労働という職場を就職・転職の選択肢にできるよう、雇入契約締結時における基本訓練(仮称)を法律上、位置づけてはどうか。

※これまで労働安全衛生規則第11条+通達により担保してきた「STCW基本訓練」のことであり、基本的に、今般のSTCW-F条約の国内担保に合わせて、法律上の位置づけの明確化を図るもの。

訓練の内容

「実地訓練」と「5年ごとの能力維持証明」が必要

生存訓練(個々の生存技術)

救命胴衣の着用、高所からの飛び込み、救命いかだの復正と乗込 等

実地訓練のイメージ

救命胴衣の着用と訓練



安全な水中への飛び込み



消火訓練(防火及び消火)

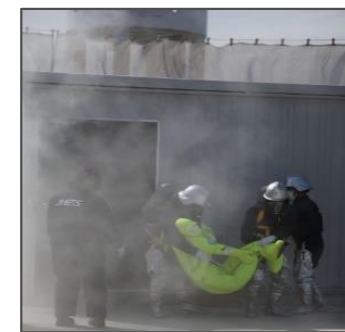
呼吸具の着用、消火器による火災消火 等

実地訓練のイメージ

消火器の使用と消火



煙充満の閉鎖区域での救助等



応急訓練(初歩的な応急手当)

ケガ、疾病の応急処置

安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

非常時の手段、海洋汚染防止、船内コミュニケーション



海上労働の安全衛生に関する基本訓練の位置づけの見直し ～制度設計(案)～

基本訓練の構造

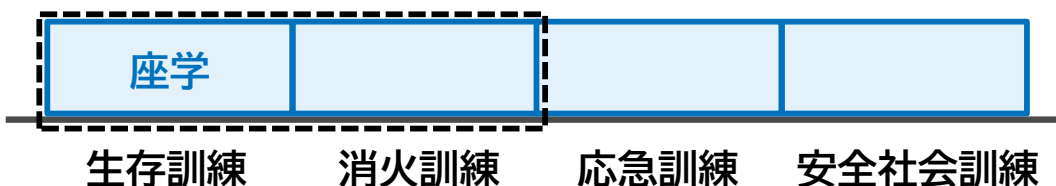
実施主体

座学の実施主体: 船舶所有者

実技の実施主体: 登録訓練実施機関、登録制(船舶所有者自ら実施する場合も要登録)

① 全船員(②以外)

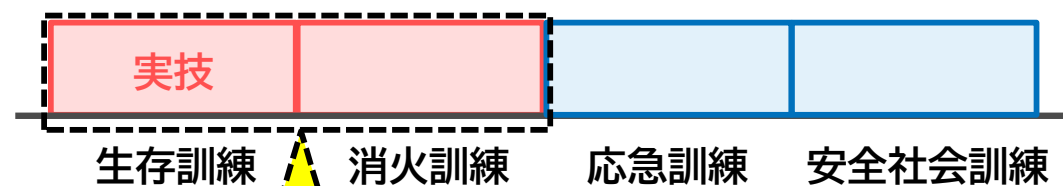
船舶所有者



② 一定の船員

登録訓練実施機関

船舶所有者



5年毎の実施が必要

訓練対象となる船舶及び船員

	①	②
外航	船員法適用の全ての船舶及び船員 (②以外)	沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20トン以上の船舶及び船員(※)
内航		
その他		国際総トン数300トン以上かつ、限定水域外を航行する漁船及び漁船員
漁船		

※ 外航船にあつては、安全任務又は汚染防止任務に指名される者

内航船及びその他の船舶にあつては、安全任務又は汚染防止任務に指名される者であつて船長、航海当直部員又は危険物等取扱責任者等の職務に就く者

船員行政手続のデジタル化への対応

見直し内容

船員行政のデジタル化の実現にあたり、船員法の規定を以下のとおり、見直してはどうか。

Step
1

船員行政手続
デジタル化スタート：
令和8(2026)年4月

- 航海当直部員の認証等に係る証印の電子証明書への移行
【窓口申請】証印 【オンライン申請】電子証明書(PDF)

〔船員法 § 85、§ 117の2～ § 117の4を見直し、船員手帳への認証又は証印による方法に加えて、**証明書等の発行によることも可とする規定を追加。**〕

Step
2

本格スタート①
(新「船員手帳」の発行開始等)：
令和9(2027)年4月

- 新「船員手帳」の発行開始
(現行「船員手帳」は新たには発行せず)
- 船員マイページ/船舶所有者マイページ機能の提供開始
- 新「船員手帳」・船員マイページに紐づくこととなるIDの付与・パスワード等の登録開始(各種申請等のため窓口来庁時に実施)

Step
3

本格スタート②
(雇入届出のデジタル化)：
船舶所有者の準備が整い次第

- 当該船舶所有者において勤務する船員すべてにIDが付与された後は、雇入契約成立等の届出もオンライン完結

〔Step2とStep3を実現するための規定の整備として、船員法 § 50を見直し、船員手帳への船員の勤務に関する事項の記載に代えて、**船舶所有者が当該事項を記載した書面の発行にすることも可とする規定を追加。**〕

Step
4

完全移行：
遅くともR19.4頃

- おおむね10年後には現行「船員手帳」は新「船員手帳」に置き換わり
- この時点で船員行政手続のオンラインへの完全移行を実現

〔法制面ではStep3までに措置した内容により、完全移行を実現可能。〕

- 陸上から離れた特殊な環境下で長時間労働することとなる船員の保護を図るため、その確認手続上、雇入契約の成立時には、労働時間規制を遵守するために必要な乗組むこととなっているか、航行の安全を確保するために必要な有資格者が乗組むこととされているかを確認することとしている。このため、船舶所有者に対し、以下の書類の提出を地方運輸局等の窓口へ提出することを求めており、申請者の大きな負担となっている。
- 雇入契約の成立の届出時における提出書類のうち、船員手帳以外の申請書類・添付書類については、デジタル行政推進法(※1)やe-文書法(※2)の規定を活用することにより、電子化を図ることで、オンライン化に対応可能。一方、船員手帳は有体物であり、船員法上、船員手帳に記載・証印等を行うこととされているものについてはデジタル行政推進法やe-文書法の規定を活用しても電子化を図ることが困難。

(※1)デジタル行政推進法:情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)

(※2)e-文書法:民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)

デジタル行政推進法やe-文書法の規定を活用した
書面等の電子化を実現できる法体系への移行が必要

船員手帳への記載・証印等を求めている
船員法の現行規定を見直すことにより実現可能

現行手続のフロー

申請準備段階（雇入契約の成立時の届出(船員法 § 37)に係る提出書類）

申請・受理段階

提出・提示書類の作成

雇入(雇止)届出書
(船舶所有者記入)



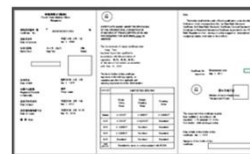
船員手帳(有体物)
(船長記入)



海員名簿
(船長記入)



資格証明書
(国交大臣交付)



添付書類の準備

雇入契約書

就業規則

船舶国籍証書

漁船登録票

船舶検査証書

地方運輸局等へ出頭



確認後、受理印を
地方運輸局等において押印

見直し後の申請は、「①オンライン申請の画面上での直接入力」か、「②PDF等の電子データの添付」により実施。
船員IDと各提出・提示書類を紐付けることで、申請情報と船員の一体性を確保した上で、地方運輸局等における届出受理を実施。

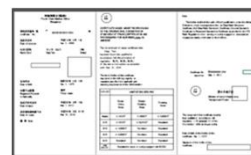
申請準備段階

申請・受理段階

提出・提示書類の作成

雇入(雇止)届出書
(船舶所有者記入)船員の勤務に関する
事項を記載した書面
(船舶所有者記入)海員名簿
(船舶所有者記入)資格証明書
(国交大臣交付)オンライン入力
(船員ID付記)

船員ID付記

オンライン入力
(船員ID付記)

船員ID付記

オンライン申請

添付書類の準備

雇入契約書

就業規則

船舶国籍証書

漁船登録票

船舶検査証書

PDF作成(初回申請時のみ(変更した場合を除く。))

事前の情報登録/変更登録

船舶所有者
情報

- ☐ ID・メールアドレス・PW
- ☐ 労務管理事務所
- ☐ 就業規則 など

所属船舶
情報

- ☐ 各種証書等の情報
- ☐ 最長航行時間
- ☐ 各種特例許可 など

所属船員
情報

- ☐ ID・氏名・年少船員等
- ☐ 雇用関係
- ☐ 健康証明・保険加入
- ☐ 資格情報 など

届出時の情報入力

所属船舶の職務別に
船員を選択乗船/下船する
船員を選択

地方運輸局等

届出内容の審査後、承認

船員マイページ
(仮称)

乗船記録情報に登録

船舶所有者マイページ
(仮称)

海員名簿を自動生成

船員ID(数桁の番号)と各書類を紐付けることで、情報と船員の一体性を確保

見直し後(オンライン申請)

雇入契約に係る手続のオンライン化を阻害している最たる要因は地方運輸局窓口における有体物である船員手帳を用いた確認事務。このため、雇入契約に係る手続の際に確認している事項の証明機能を船員手帳から分離し、別途交付した書面により確認することを可とすることにより、雇入契約に係る手続のオンライン化を実現。

地方運輸局窓口で船員手帳を用いて確認している現状が
手続のオンライン化を阻害

証明機能を船員手帳から分離し、別の書面に
代替することによりオンライン化を実現

手続オンライン化に 向けた対応

現行：証明方法

現行：確認方法

見直し後：証明・確認方法

船内における職務
雇入期間等

船員手帳に
船長が記載
(船員法 § 50③)

雇入届出の際に
船員手帳を確認
(船員法 § 38)

船員の勤務に関する事項を
記載した書面を船舶所有者
が発行し、当該書面をオンラ
インで確認

資格証明

船員手帳に
国交大臣が証印
(船員法 § 117の2等)

雇入届出の際に
船員手帳を確認
(船員法 § 38)

知識・能力を確認の上、適任
証書を国交大臣が発行し、
オンラインで確認

年少船員の
認証

船員手帳に
国交大臣が認証
(船員法 § 85③)

雇入届出の際に
船員手帳を確認
(船員法 § 38)

就業年齢を確認の上、認証
した旨を証する書面を国交
大臣が発行し、オンラインで
確認

	R8.4	R9.4	船舶所有者ごと	遅くともR19.4頃までに
	船員行政手続 デジタル化スタート - 航海当直部員の認証等に係る証印の電子証明書への移行(※) ※窓口申請の場合 →証印 ※オンライン申請の場合 →電子証明書	本格スタート① (新「船員手帳」の発行開始等) - 新「船員手帳」の発行開始 (現行「船員手帳」は新たには発行せず) - 船員マイページ/船舶所有者マイページ機能の提供開始 - 新「船員手帳」・船員マイページに紐づくこととなるIDの付与・パスワード等の登録開始(各種申請等のため窓口来庁時に実施)	本格スタート② (雇入届出のデジタル化) 当該船舶所有者において勤務する船員すべてにIDが付与された後は、雇入契約成立等の届出もオンライン完結	完全移行 おおむね10年後には現行「船員手帳」は新「船員手帳」に置き換わり
各種 申請方法	各種申請手続： 地方運輸局等への出頭 各種資格証明の申請手続： オンライン		オンライン完結 (原則すべての手続き)	
船員手帳 の種類	現行「船員手帳」(IDなし)		現行「船員手帳」(ID付与) 新「船員手帳」(ID付与)	

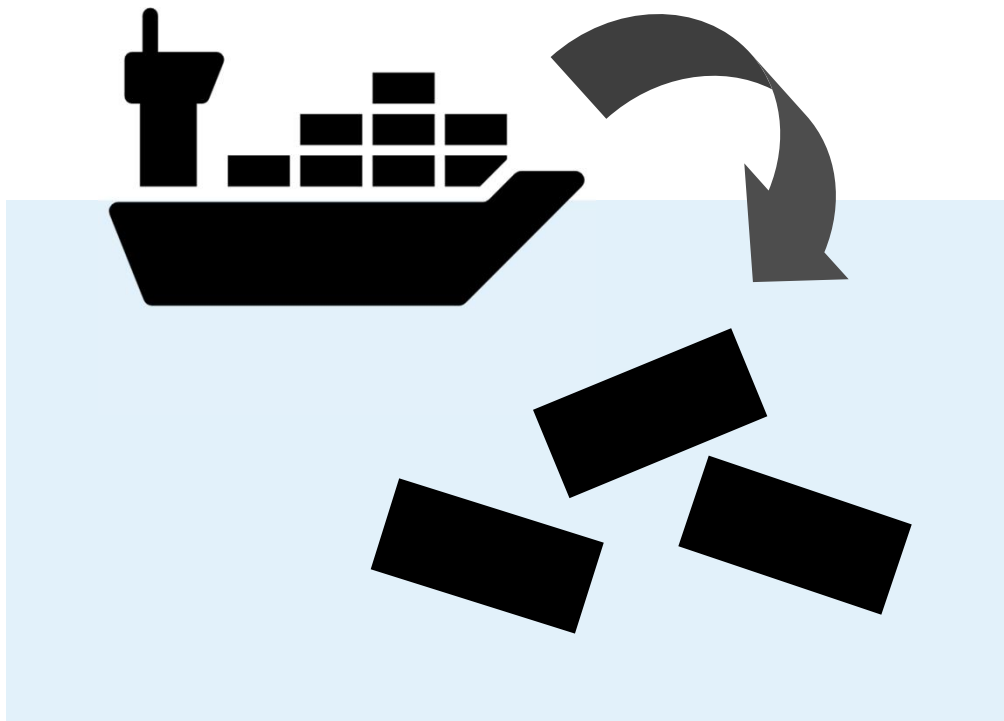
コンテナを落下させた際の船長等による即時通報

見直し内容

- 令和6年5月にIMOにおいてSOLAS条約の改正が採択され、船長はコンテナの紛失・漂流に関与した場合には、その詳細を付近の船舶や最も近い沿岸国に通報しなければならないこととされた。
- このため、輸送中のコンテナが海中に転落した場合は、第19条の定めるところによる国土交通大臣への報告(事後的な報告)のほか、付近を航行する船舶等への即時通報を義務付けることとしてはどうか。

義務付け内容(案)

コンテナの落下・漂流事案の発生



船長等による即時通報

即時通報先

付近を航行する船舶

海上保安機関

旗国(国土交通大臣)

異常気象その他の事由により船長が通報をすることが困難であると認めるときは、船舶所有者等が船長に代わって通報するよう努めることとする。